

編集後記

諸外国の制度や法を比較して、わが国の法律や制度の方向性を議論するという分析手法には、限界があることは広く認識されてきている。各国の法制度を分析すればするほど、わが国と異なる歴史的・文化的差異の隔たりを意識せざるを得ないのであって、そこから有益な結論が得られない場合があることは、容易に想像されうる。各国の制度や法はそれぞれの歴史的初期条件を起点として相互補完的に発展するという比較制度分析論の帰結も考慮しなければならないであろう。効用分析と高等数学を用いた分析を展開する経済学のような理論枠組みを持たないその他の社会科学にとっては、そうした比較法、比較文化といったものに頼らざるを得ないという皮肉な見方もできる。

しかし、こうした点を踏まえてもなお、法や制度を比較することは、わが国の法制度の方向性を考える有益な分析手法である。多様な文化や法を比較することによってこそ、社会における普遍的な「構造」が見出される場合がある。また、諸外国の法制度あるいは他のデシプリンからわが国の法制度が限界付けられることで、わが国の特徴や欠陥がはじめて認識されるということもできるからである。

本号に掲載された諸論考の多くは、法制度の比較という観点に基づくものであり、たとえば、鄭柱白「韓国の憲法裁判の現況と展望」は、韓国の憲法裁判の現状を紹介し、日本の裁判制度のあり方を論じる。レスリー・コナーズ「英国における議会改革と日本への示唆」は、英国の議会改革から、わが国への教訓を導いている。また、成田憲彦「民主党政権下の国会運営」は、イギリス型（アリーナ型議会）とアメリカ型（変換型議会）に議会制度を区分した上で、わが国の議会制度に関する議論を展開している。本号には、その他にも有益な諸論考が掲載されている。こうした比較研究が、法学・政治学の基礎研究として重要であると考えたい。

なお、比較法研究所員の新研究員として、新たに草地未紀講師、辻雄一郎講師に加わっていただいた。草地講師は、法社会学の観点から消費者法の研究を展開されており、社会学的な視点から消費者法に新たな問いを投げかける研究として注目される。辻講師は、アメリカ法を素材として、「表現の自由」に関する研究を精力的に進めておられる。それぞれの研究が、本研究所の新たな活力となることが期待される。